
第4次

しばた男女共同参画プラン

～個性・能力を発揮できる多様性に富んだ柴田町をめざして～

平成28年3月

柴田町

はじめに

柴田町では、男女共同参画の取り組みとして、平成10年に男女共同参画都市を宣言して以降、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、平成23年からは5年間の第3次しばた男女共同参画プランを策定し、各分野における施策を実施してきました。

国では、女性の力は我が国最大の潜在力であるとして、「女性の活躍」を成長戦略の中核に位置付けるとともに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しており、これからの社会の活性化のために、一層女性の活躍が求められていることは、社会共通の認識になっています。

少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会の変化が進む中で、これまでも対策が求められてきた、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進、男女共同参画の視点からの防災への取り組み、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の支援などの諸課題については、女性が活躍するため、より一層の推進を図っていかねばなりません。

こうした状況や第3次しばた男女共同参画プランの成果を踏まえ、町では個性・能力を發揮できる多様性に富んだ柴田町をめざして、第4次しばた男女共同参画プランを策定いたしました。

今後本プランの推進に当たっては、町民の皆様、事業所や起業の皆様、関係機関の方々と連携しながら一体となって取り組むことが重要ですので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「柴田町男女共同参画推進審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

柴田町長 滝 口 茂

柴田町男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、男女がともに自立し、個性を發揮しつつ、ともに助け合うパートナーとしてあらゆる分野に参画できる新世紀の柴田町づくりに努めます。男女が共同参画して築く町づくりをめざし、ここに「柴田町男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- ・ 男女がともに自立と平等をめざした人づくりをします
- ・ 男女がともに支えあい、働きやすい環境づくりをします
- ・ 男女がともに健康で安心してくらせる環境づくりをします
- ・ 男女がともにあらゆる分野に参画するまちづくりをします
- ・ 男女がともに地球人として、世界平和に貢献します

平成10年6月17日

柴 田 町

目次

■第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的と理念	2
3	計画の名称	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画の期間	3
6	計画の推進	3
7	計画の点検・評価	3
8	計画の体系	4

■第2章 男女共同参画推進のための施策

■	基本目標1	あらゆる分野における女性の活躍	6
■	基本目標2	安心して暮らせる環境の整備	10
■	基本目標3	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	15

■第3章 計画の推進

1	計画の推進体制	18
2	計画推進のための取組	19

■参考資料

20

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

我が国においては、少子高齢化の急速な進展により、平成20年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。これに加えてグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化や社会保障の持続可能性など、様々な問題が生じており、諸課題の解決に向けては、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本を維持するためには、持続可能な地域社会を構築する必要があります。地域の実情に応じた取組が重要となっています。

柴田町の男女共同参画の取組としては、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成10年に男女共同参画都市を宣言しました。また、平成24年4月には、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画により、柴田町における男女共同参画推進に関する基本理念を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目的とした柴田町男女共同参画推進条例を制定しました。さらに、現在の男女共同参画行政の基本となる「しばた女性施策推進基本計画（しばた女性プラン21）」を平成8年に策定し、第2次計画「第2次しばた女性政策推進基本計画（しばた男女共同参画プラン）」を平成13年に、第3次計画「第3次しばた男女共同参画プラン」を平成23年に策定して、柴田町の男女共同参画施策の推進に取り組んできたところです。

本計画策定にあたっては、国が示す「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を順守し、かつ、「第5次柴田町総合計画後期基本計画（平成27年度から平成30年度）」との整合を図りながら、これまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果及びその課題を踏まえつつ、社会情勢の変化とともに男女共同参画に関する課題の変化も適切に把握し、具体的な計画策定に取り組むこととして策定いたしました。

また、本計画では、各施策及び事業の実行性を高めることを目的に、進捗状況などを客観的に判断するための成果目標を各事業に設定しています。さらに、その施策及び事業の成果について評価し、結果をフィードバックするマネジメントサイクル（PDCAサイクル¹）を導入することで、効果的に計画を推進していくこととします。

¹ PDCAサイクルとは、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

2 計画の目的と理念

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例」に基づき、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現するため、町、住民、事業者及び教育関係者の責任及び課題を明らかにし、条例における基本理念に沿って男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に取り組むことを目的として策定するものです。

柴田町男女共同参画推進条例における基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 暴力の根絶
- 3 社会制度又は慣行についての配慮
- 4 共同参画の機会確保
- 5 家庭生活及びその他の活動の両立
- 6 性と生殖に関する健康と権利の確保
- 7 国際社会との協調

3 計画の名称

本計画の名称は、「第4次しばた男女共同参画プラン」とします。また、仕事や生活などあらゆる場面で男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できることを目指し、「個性・能力を発揮できる多様性に富んだ柴田町をめざして」を副題とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例」に基づく、「男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」とし、かつ、町の最上位計画である「柴田町総合計画」の分野別の諸計画と整合が図られた計画とします。

また、施策2-3「あらゆる暴力の根絶」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については「柴田町DV防止基本計画」として位置づけます。

さらに、基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍」の項目は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については「柴田町女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

6 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内の関係課で構成する「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において、計画の総合的調整及び庁内の横断的な連携強化を図り、効果的な取組を推進します。

また、計画の進捗状況などについては「柴田町男女共同参画推進審議会」が調査・審議を行います。

さらに、本計画においては、各施策事業にAからFまでの6段階で尺度を示しており、重要度や業務量、達成までに時間がかかる・かからないなどといったことが想定できることから、実施計画を立てるうえでの業務分担など、効率的な業務遂行が期待できます。

各施策事業の尺度

- A 法律・制度が整備されなければ達成できない
- B 町民や企業などの協力が得られれば達成が見込める
- C 国・県の財政支援が整えば達成が見込める
- D 町単独で予算や体制が整えば達成が見込める
- E 担当課の裁量で達成が見込める
- F すでに達成に近い

7 計画の点検・評価

計画の評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、事業の成果などについて客観的に判断します。各事業の所管課で行う1次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による2次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、その結果を町民に公表するとともに、より効果的に計画を推進するため、翌年度事業に反映します。

基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍

施策1-1 女性の職業能力開発と就業支援

- 女性の職業能力開発講座の実施
- 就業に向けた情報提供
- 女性の再就職や起業の支援

施策1-2 農産物等の生産や加工・販売を行う女性農業者の支援・育成

- 農産物加工品の商品開発・販売等の研修を実施
- 地域活動への参画を支援
- 農業経営への参画を推進
- 認定農業者への誘導

施策1-3 組織の活性化と人材育成

- 女性職員の積極的登用

施策1-4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 審議会等における女性委員登用の促進

基本目標2 安心して暮らせる環境の整備

施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援

- 妊娠から子育てまで一貫した支援
- 専門職員の増員
- 育児ヘルプサービス支援事業
- 子育て相談事業
- 保育体制の充実
- ひとり親家庭に対する支援の充実

施策2-2 女性特有の疾病等の理解促進

- 女性特有の疾病等に関する情報誌の発行

施策2-3 あらゆる暴力の根絶

- DV相談及び支援に関する体制の整備
- 住民基本台帳の閲覧などの制限
- 児童虐待の防止と支援体制の充実
- あらゆる暴力の根絶に向けた理解の促進

施策2-4 高齢・障害などの困難を抱えても安心して暮らせる環境整備

- 介護サービス等の情報の充実
- 介護相談の充実
- 障害者相談事業
- 基幹相談支援センターにおける障害者虐待防止センター事業の周知
- 福祉避難所運営設置マニュアルの作成
- 日常生活における総合的な相談機能の充実

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 父親向け事業「イクメン講座」の実施
- 地域デビュー事業の実施

施策3-2 学校教育における男女共同参画に関する取組の理解の促進

- 学校だよりへの男女共同参画についての記事掲載
- 教育現場においての男女共同参画に関する教育機会の充実

施策3-3 地域防災における男女参画の推進

- 学校・地域における防災教育の充実
- 自主防災指導員の養成

施策3-4 積極的な情報発信による男女共同参画社会の理解促進

- 男女共同参画情報誌の発行
- 町内企業による取組事例の紹介

第2章 男女共同参画推進のための施策

■基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍

働く女性が増加する一方で、出産・育児・介護などを機に就業を中断する女性も多く、いわゆるM字カーブ²問題などはいまだ解決されていない状況にあります。

また、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合は2割であるのに対し、女性雇用者のうち、非正規雇用者の割合が半数を超えていることや、就業者の4割を女性が占める中であっても、管理的職業従事者（会社役員や企業の課長相当職以上など）に占める女性の割合は1割と、諸外国に比べ、低い水準にとどまっており、女性が職業生活において活躍できる環境が整っていません。

これら女性の職業生活における活躍を阻害している要因としては、ライフスタイルの多様化に加えて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があることなどが考えられます。

女性が、自らの職業能力を高め、出産・育児・介護などで就業を中断した場合であっても再就職が可能となるよう、就業に向けた相談・情報提供を行うとともに、柴田町も含め企業内では女性の管理的職業従事者が少ないことから、今後はロールモデル³となる女性の養成に取り組んでいく必要があります。さらに、起業などの多様な働き方を選択する女性や、自営業などに携わる女性に対する支援にも取り組みます。

また、農業の家族経営にあっては、女性の役割分担が明確でなく、仕事と家事の区別がつきにくいうえ、仕事の対価を受けにくい状況にあるため、これらの改善に向けた取り組みが必要です。

あらゆる分野で女性が活躍するための課題解決に向けて、この項では以下の4つの施策に取り組みます。

なお、柴田町においては、第6次定員適正化計画に沿った定員管理を行うと共に、政策形成能力・業務遂行能力を高める研修を強化し、住民ニーズの多様化に対応できる人材育成を行い、かつ、「柴田町特定事業主行動計画」を定め、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供や、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備に取り組みます。

施策1-1 女性の職業能力開発と就業支援

施策1-2 農産物等の生産や加工・販売を行う女性農業者の支援・育成

施策1-3 組織の活性化と人材育成

施策1-4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

²M字カーブとは、女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線のことで、出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いこと。

³ロールモデルとは、将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考となるモデルのこと。

施策1-1 女性の職業能力開発と就業支援

女性が職業生活において活躍するためには、性別にかかわらず、一人一人が自己の能力を最大限に生かし、安心して働ける環境づくりに取り組む必要があることから、女性が、自らの職業能力を高めるとともに、子育てなどで就業を中断した女性が再就職可能となるよう、職業能力開発の機会を設けることや、就業に向けた情報提供などを行います。

また、企業内では活躍する女性が少ないことから、今後はロールモデルとなる女性の養成に取り組んでいきます。さらに、起業などの多様な働き方を選択する女性や、自営業などに携わる女性に対する支援にも取り組みます。

主な事業／概要				
1	●女性の職業能力開発講座の実施（担当課：商工観光課） 職業訓練機関との連携により、働くための技術取得や意識改革を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	仙南地域職業訓練センターが実施する女性社員キャリアアップ研修の受講者数	6人	10人	D
2	●就業に向けた情報提供（担当課：商工観光課） 雇用者に対する仕事と家庭の両立支援に関する助成金や女性起業家に対する融資制度などの情報を提供します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	雇用関係助成金や融資制度などの情報提供	—	年1回以上	D
3	●女性の再就職や起業の支援（担当課：商工観光課） 女性の再就職支援として、資格取得や就職活動に関するセミナーや働く動機付けとなる研修を充実し、また、女性向けの起業講座・セミナーを開催します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	仙南地域職業訓練センターが実施する離職者等再就職訓練終了3か月後における女性受講者の再就職率	72%	75%	C

施策1-2 農産物等の生産や加工・販売を行う女性農業者の支援・育成

食の安心・安全への関心が高まる中、地産地消の取組や地域活動に参画する女性農業者の活躍が期待されています。しかし、家族経営の場合、女性の役割分担が明確でなく、仕事と家事の区別がつきにくいというえ、仕事の対価を受けにくい状況にあることから、就業環境の改善を図る必要があります。

農業における女性の就業環境を改善するために、地域資源を活用した農産物などの生産や加工、販売を行う女性農業者の支援・育成を行い、女性の就業環境を改善と農業経営者としての育成に努めます。

主な事業／概要				
1	●農産物加工品の商品開発・販売等の研修を実施（担当課：農政課） 地域資源を活用した、加工品の商品開発、販売促進等の研修を実施します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	研修会の開催	—	年1回以上	B
2	●地域活動への参画を支援（担当課：農政課） 町主催事業等へ参画し、農産物や加工品等の販売を通して地産地消を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	町主催事業等への参画	—	年1回以上	B
3	●農業経営への参画を推進（担当課：農政課） 家族経営協定 ⁴ 締結数が増えるよう啓発に努めます。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	家族経営協定締結数の増	2家族	6家族	B
4	●認定農業者 ⁵ への誘導（担当課：農政課） 女性が認定農業者となるよう啓発に努めます。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	認定農業者数の増	—	1人	B

⁴家族経営協定とは、農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

⁵認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的・安定的な農業経営を目指して農業者が経営安定計画を策定し、町の認定を受けた農業者のこと。

施策1-3 組織の活性化と人材育成

今後ますます複雑化、多様化する行政分野の円滑な推進のためには、職員一人ひとりの能力向上と、職員数の適正化を図るとともに、能力や適正に応じた女性の管理職の登用が必要です。

町では、第6次定員適正化計画に沿った定員管理を行いながら、政策形成能力・業務遂行能力を高める研修を強化し、住民ニーズの多様化に対応できる人材育成を行うと共に、能力や適正に応じて、女性管理職の登用を行い組織の活性化を図ります。

主な事業／概要			
1	●女性職員の積極的登用（担当課：総務課） 全ての職員が意欲・能力を発揮できるように、さらなる女性の人材育成と管理職登用を図ります。		
	測定指標	現状値	目標値
	柴田町の女性管理職の登用率	27.8%	32%
			事業尺度
			D

施策1-4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

当町の条例などに定めのある審議会等委員に女性が参画している割合は、国が定める政策・方針決定過程への女性の参画目標値である30%を達成していますが、これを維持し、さらに女性登用率が低い、もしくは女性が登用されていない審議会等の解消を目指します。

各審議会等の改選時期を把握し、関係団体から委員の推薦を得る場合にあっては、性別を指定するなどの積極的に女性参画を促進します。

主な事業・概要			
1	●審議会等における女性委員登用の促進（担当課：まちづくり政策課） 審議会などの改選時期に合わせて、所管課の協力を得ながら積極的に女性委員が登用されるよう配慮します。		
	測定指標	現状値	目標値
	女性登用率30%以上の審議会などの数	15団体	17団体
			事業尺度
			D

■基本目標2 安心して暮らせる環境の整備

男女の社会における活動や個人の生き方は多様化しており、これまでの固定的な性別役割分担意識の下では、事実上家事や育児・介護などの多くを担う女性の負担が重くなることが予想されます。特に女性は、妊娠・出産を経験したり、特有の疾患があるにもかかわらず、周囲にあまりそのことが理解されておりません。

また、配偶者からの暴力などの被害は深刻な社会問題となっているばかりでなく、近年では、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）⁶など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しています。

これらの様々な困難な状況に置かれている女性などが、安心して暮らせる環境を整備するため、この項では以下の4つの施策に取り組みます。

- 施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援
- 施策2-2 女性特有の疾病等の理解促進
- 施策2-3 あらゆる暴力の根絶
- 施策2-4 高齢・障害などの困難を抱えても安心して暮らせる環境整備

施策2-1 妊娠から子育てまで切れ目のない親子の支援

妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であり、安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目ない支援体制を構築する必要があります。また、出産を機に離職する女性が多くいることから、いわゆるM字カーブ問題の解消を目指して、産前・産後の女性が活動しやすい環境整備に取り組む必要があります。

母子の心身の健康を保つためには、保健師などによる妊娠から子育てまでの声掛けや相談体制の充実を図るとともに、子育て中の男女がともに活動しやすい環境を整えるため、待機児童の解消に向けた各種保育事業の充実にも取り組みます。

主な事業／概要				
1	●妊娠から子育てまで一貫した支援（担当課：健康推進課） 妊婦して母親になる時期は特に重要であるため、母子健康手帳交付時に、相談を受け付けるとともに、その後の相談体制についても周知を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	母子健康手帳交付後における相談	年50人	年100人	D

⁶ ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）とは、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのことです。

2	●専門職員の増員（担当課：健康推進課） 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実現するために、保健師などの専門職員を増員し体制を強化します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	保健師などの専門職員の増員	11人	12人	D
3	●育児ヘルプサービス支援事業（担当課：子ども家庭課） 各家族などにより、育児や家事などの支援を必要とする産前、産後期の母親などに対し、精神的及び肉体的負担の軽減のため、ホームヘルパーを派遣し、必要な便宜を提供します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	育児ホームヘルパー派遣件数	—	10件	D
4	●子育て相談事業（担当課：子ども家庭課） 子育てに関するあらゆる困難について、家庭児童相談員を配置し、子育てに関する相談体制の充実を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	家庭児童相談員の勤務体制	1人	2人	D
5	●保育体制の充実（担当課：子ども家庭課） 出産後の女性が就労しやすい環境を整えるため、家庭的保育事業者の誘致に取り組むなどし、待機児童の解消に努めます。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	家庭的保育事業新規事業者の確保	4事業所	7事業所	B
6	●ひとり親家庭等日常生活支援事業（担当課：子ども家庭課） ひとり親家庭のお父さん、お母さんが病気や仕事のため、家事や育児など一時的に日常生活に支障が生じた場合は、家庭支援員を派遣し、日常家事などのお手伝いをします。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	家庭生活支援員の派遣件数	—	5件	D

施策2-2 女性特有の疾病等の理解促進

生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であり、特に女性については、心身の状況がライフステージによって大きく変化することから、周囲には十分理解されることが必要です。

女性特有の疾患や、ライフステージによって異なる心身の状況について、家庭や職場、地域などで理解が得られるよう、周知に努めます。

主な事業／概要			
1	●女性特有の疾病等に関する情報誌の発行（担当課：健康推進課） 家庭や職場、地域に対して、女性特有の疾病や、その治療などについて理解されるよう周知に努めます。		
	測定指標	現状値	目標値
	関連情報誌の発行	—	年1回以上
			事業尺度 E

施策2-3 あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）⁷やセクシュアル・ハラスメント⁸、マタニティー・ハラスメント⁹、性暴力などの女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものと言えます。近年では女性のみならず、男性のDV被害や若年者の交際関係で起こるデートDV¹⁰も深刻化してきていることに加え、DVと児童虐待は密接な関係にあるといわれているなど、多様な視点で暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発をより強力に推進する必要があります

あらゆる暴力の根絶に向けては、暴力を生まないための啓発や予防教育を行うことに加え、被害者が相談しやすい体制を整えるとともに、県やその他の関係機関との役割分担と相互連携を強化し、被害者に対する効果的な支援を行います。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準要することとされたことから、この内容の周知徹底を図ります。

主な事業／概要			
1	●DV相談及び支援に関する体制の整備（担当課：子ども家庭課） 関係機関との連携を強化し、相談・支援体制を整備します。また、DVに関する事項の情報を発信し、理解の促進を図ります。		
	測定指標	現状値	目標値
	DV相談窓口に関する情報の発信	—	年1回
			事業尺度 E

⁷ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

⁸ 職場・学校などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ、性的なことばや行為のこと。

⁹ 職場において妊娠や出産者に対して、業務上支障をきたすという理由で行う、精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

¹⁰ デートDVとは、10代20代の若いカップルの間で起こるDVのこと。

2	●DV被害による避難者情報の保護体制強化（担当課：町民環境課・槻木事務所） DV被害により避難している者の被害拡大を防ぐため、避難者情報の保護徹底と職員の意識向上を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	窓口職員向けの対応マニュアル作成	—	作成	E
3	●児童虐待の防止と支援体制の充実（担当課：子ども家庭課） 児童虐待に関する理解や関心を深めるための啓発に取り組むとともに、突発的に発生する事案に対しても迅速に対応する体制を構築します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	広報誌などによる啓発	—	年1回以上	E
	要保護児童対策地域協議会の開催	—	毎週開催	D
4	●あらゆる暴力の根絶に向けた理解の促進（担当課：まちづくり政策課） 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）を利用し、あらゆる暴力の存在などについて広く周知を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	暴力根絶に向けた街頭活動の実施	—	年1回	D

施策2-4 高齢・障害などの困難を抱えても安心して暮らせる環境整備

晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児・介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などを踏まえ、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて取り組まなければなりません。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性などが安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、各種の支援事業について十分に理解されるよう啓発に取り組みます。

主な事業／概要				
1	●介護サービス等の情報の充実（担当課：福祉課） 出前講座などにより、介護保険制度に関する説明会の開催やパンフレットの配布により介護サービスの情報提供などを行います。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	出前講座の参加者及び回数	4回110人	6回140人	E

2	●介護相談の充実（担当課：福祉課） 介護の不安や悩みごとの相談体制の充実を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	地域包括支援センターの介護等の相談件数	5,013人	5,300人	E
3	●障害者相談事業（担当課：福祉課） 障害のある方が自立した日常生活を送れるよう、多様な相談に応じ、必要な情報を提供し、生活や就労の支援の充実を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	障害者相談支援事業利用者数	89人	100人	E
4	●基幹相談支援センターにおける障害者虐待防止センター事業の周知（担当課：福祉課） 障害者への虐待をなくし、障害者が不利益を被らないよう基幹相談支援センターの充実や関係者との連携を強化し、障害者の権利を守る体制づくりを促進すると共に、事業の周知を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	広報紙などを活用した情報発信	年1回	年2回以上	E
5	●福祉避難所運営設置マニュアルの作成（担当課：福祉課） 町が協定締結する福祉避難所において、女性専用スペースの確保など、女性に配慮した福祉避難所運営設置マニュアルを作成します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	女性に配慮した福祉避難所マニュアルの作成	—	作成	E
6	●日常生活における総合的な相談機能の充実（担当課：柴田町社会福祉協議会） 地域包括支援センターや民生児童委員との連携を深めるとともに、日常生活に困難を抱えた町民に対し適切な支援ができるよう、各種支援制度などに関する勉強会を開催し、相談体制の強化を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	各種支援制度などに関する勉強会の開催	—	年1回以上	E

■基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会の実現のためには、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、その選択肢が男女の中立的な社会制度・慣行でなければなりません。人々の意識の中に形成された、性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見の解消について理解を促すための教育や広報・啓発活動は、すべての取組の根幹をなす基盤的な施策と言えます。中でも男性自身の意識改革は、長時間労働の解消や子育て・育児・介護などへの参画につながり、結果として女性が仕事と生活を両立しやすい環境にも影響します。また、災害などの緊急時においては、性別に基づく固定的な役割分担意識が顕著に表れることから、平常時において、特に防災訓練の際は、男女共同参画の視点を含んだ訓練になるよう配慮することが重要です。

これらの課題を解決するため、この項では以下の4つの施策に取り組みます。

- 施策3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 施策3-2 学校教育における男女共同参画に関する取組の理解の促進
- 施策3-3 地域防災における男女参画の推進
- 施策3-4 積極的な情報発信による男女共同参画社会の理解促進

施策3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識については、特に男性に強く残っており、当町でも例外ではなく、男性が家事や育児、地域活動に参画することに対して、意識啓発などを通じて理解の促進を図る必要があります。

男性の家庭参画及び地域参画を促進するために、子育て世代を含む若年層から定年退職を迎えた団塊の世代までの幅広い世代が参加できる学習機会を提供します。

主な事業／概要			
1	●父親向け事業「イクメン講座」の実施（担当課：生涯学習課） 父親の育児参加を促進するために父と子と一緒に楽しめる体験型学習を主とした講座を開催し、男性の家庭参画を推進します。		
	測定指標	現状値	目標値
	取組施設と回数の増加	1施設(3回)	3施設(9回)
2	●地域デビュー事業の実施（担当課：生涯学習課） 定年退職後の男性が生きがいくりのために、地域資源を活用した体験学習の講座を開催し、地域参画を支援します。		
	測定指標	現状値	目標値
	男性受講者の増加	10%	25%
		事業尺度	D
		事業尺度	B

施策3-2 学校教育における男女共同参画に関する取組の理解の促進

学校教育においては、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、その実現に向けて各種の取組を行っているところですが、その取組については、特に学校に通う児童のいない家庭など学校教育に関わりの少ない町民には周知がされず、理解が得られていない状況にあります。

学校教育に関わりの少ない町民に対しても、教育現場での男女共同参画への取組の理解促進が図られるよう、教育現場での男女共同参画に関する情報を発信します。また、学校において男女共同参画をテーマにした事業を実施するなど、より充実した取組を目指します。

主な事業／概要				
1	<p>●学校だよりへの男女共同参画についての記事掲載（担当課：教育総務課）</p> <p>学校が保護者向けに発行している「学校だより」で、男女共同参画に関する教育現場での取組を紹介します。また、それを回覧などで全町民に対しても周知し、理解の促進を図ります。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	男女共同参画についての記事掲載頻度	—	年1回以上	E
2	<p>●教育現場における男女共同参画に関する教育機会の充実（担当課：教育総務課）</p> <p>心をはぐくむ教育活動のように講演会や特別授業などで、男女共同参画をテーマにした事業を実施します。</p>			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	男女共同参画についての事業実施	—	年1回以上	D

施策3-3 地域防災における男女参画の推進

防災・復興に関する政策については、性別や世代別に対応したきめ細やかな支援が必要であり、女性の立場からの意見を反映させていくことが必要です。また、当町の消防団員数は定員を下回っていることから、男性のみならず女性や学生の消防団員確保に向けた取り組みも検討していかなければなりません。

本計画期間においては、自主防災組織の育成と強化を目的とし、災害時や復興活動における女性の自主防災指導員の確保や女性リーダーの育成に努めます。また、災害時における多様なニーズに対応するため、女性の視点や災害弱者に配慮した防災マニュアル・防災体制に取り組みます。

主な事業／概要				
1	●学校・地域における防災教育の充実（担当課：総務課） 防災訓練にあわせて出前講座による学校・地域における防災教育を行います。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	自主防災会訓練・出前講座の回数	11件	15件	B
2	●自主防災指導員の養成（担当課：総務課） 自主防災組織の指導員を養成し、各行政区2名以上の指導員を配置します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	自主防災指導員の女性の割合	16.2%	20%	B

施策3-4 積極的な情報発信による男女共同参画社会の理解促進

社会的には男女共同参画の法律・制度が充実、あるいは意識が浸透しているものの、町民がそれを実感できる機会が少ないため、男女共同参画社会に関しての理解促進が図られるよう、さらなる意識啓発に取り組む必要があります。

男性の育児休暇取得の先進事例やDV、セクハラ被害の相談窓口の紹介など、男女共同参画におけるあらゆる情報を、町独自に情報誌にまとめ発信することで、町民の学習機会提供と意識高揚を図ります。

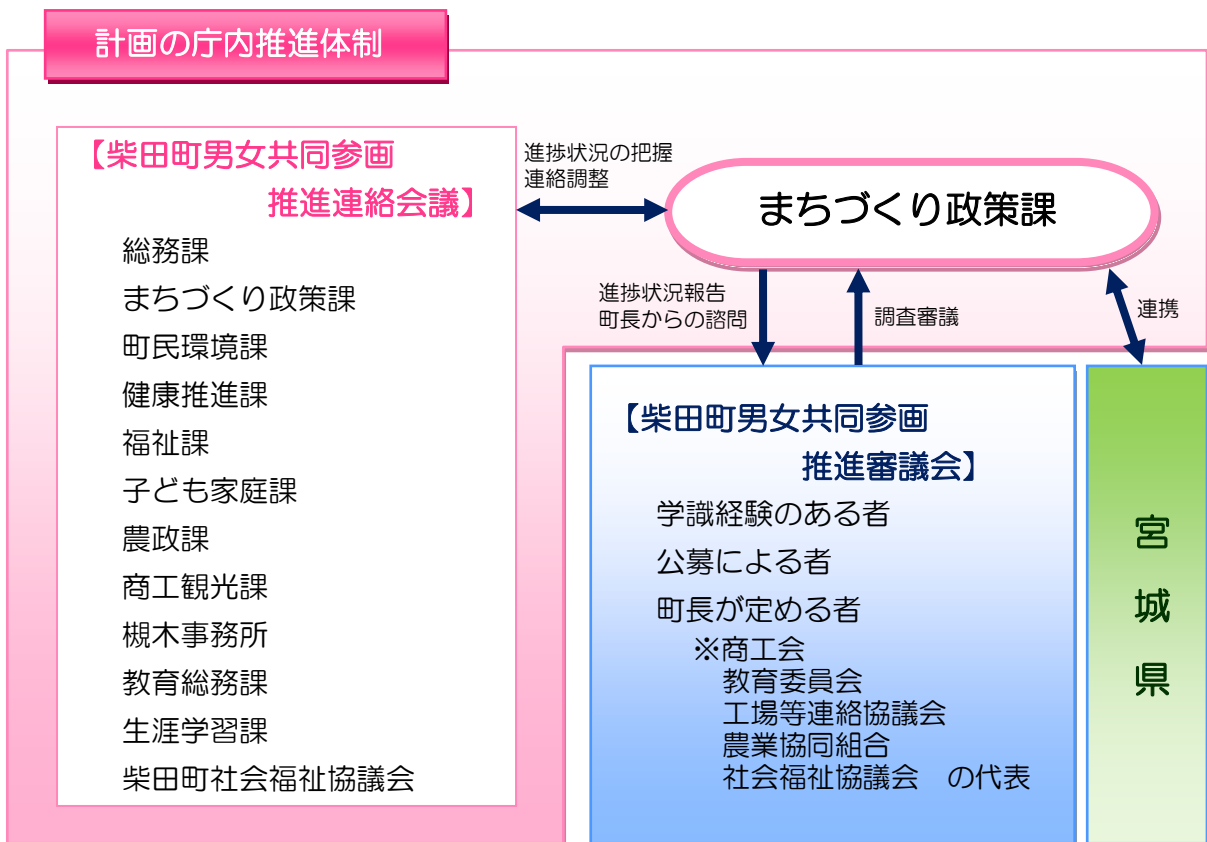
主な事業／概要				
1	●男女共同参画情報誌の発行（担当課：まちづくり政策課） 男女共同参画に関するあらゆる情報を男女共同参画情報紙としてまとめ、町民に発信します。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	男女共同参画情報紙の発行	—	年1回以上	E
2	●町内企業による取組事例の紹介（担当課：まちづくり政策課） 町内企業による育児休業取得状況（特に男性の育児休業取得）などの取組事例を公表し、他の企業の意識高揚を図ります。			
	測定指標	現状値	目標値	事業尺度
	企業の取組を広報紙の特集記事として掲載	—	1企業以上	B

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画の推進に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を総合的かつ円滑に推進するため、庁内組織である「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において横断的な調整・検討を行うことと併せて、学識経験者や町内代表者などで構成する「柴田町男女共同参画推進審議会」は、町長の諮問に応じて必要な調査審議を行い、その結果をもって本計画の効果的な推進を図ります。

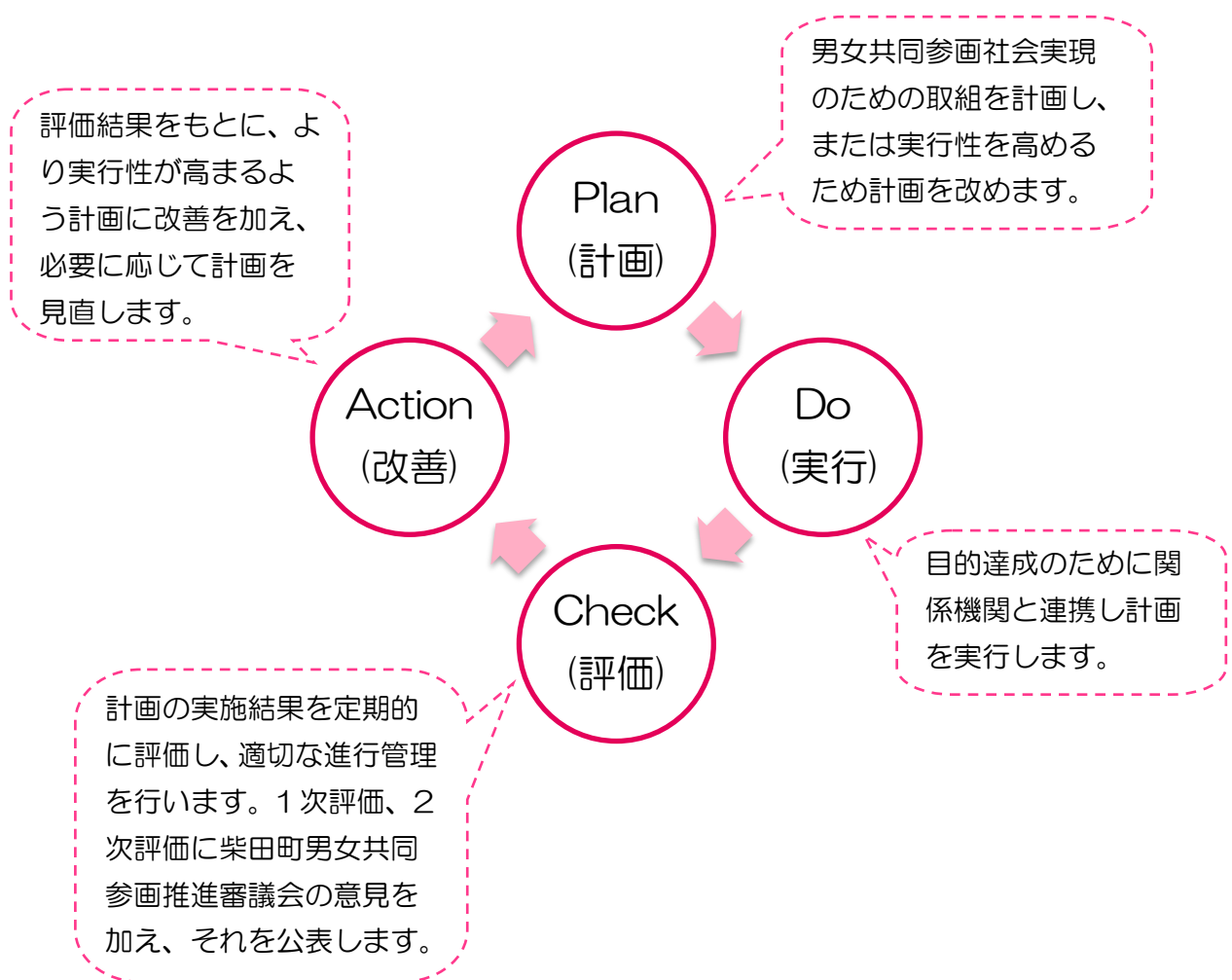
また、宮城県との関係強化に努め、取組の相互調整を図りながら、より一層計画の充実を図るものとします。



2 計画推進のための取組

本計画の推進にあっては、各事業に数値目標を設定し客観的な評価を可能にしており、年度ごとの進捗状況を把握・検証し、その結果を公表すると同時に次の取組にフィードバックする、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の導入をもって適切な進行管理に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の評価については、各事業の所管課で行う1次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による2次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、計画の実行性を高めます。



参 考 資 料

■男女共同参画社会基本法	21
--------------	----

■柴田町男女共同参画推進条例	26
----------------	----

■柴田町男女共同参画推進審議会条例	30
-------------------	----

■平成26・27年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿	31
------------------------------	----

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要	32
----------------------------	----

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要	33
--------------------------------	----

■第4次しばた男女共同参画プラン策定に関するアンケート 実施概要	37
----------------------------------	----

■パブリックコメント 実施概要	38
-----------------	----

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

柴田町男女共同参画推進条例

平成 24 年 1 月 25 日
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本理念(第 3 条)

第 3 章 町、住民、事業者及び教育関係者の責務(第 4 条—第 7 条)

第 4 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限(第 8 条・第 9 条)

第 5 章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第 10 条—第 20 条)

第 6 章 柴田町男女共同参画審議会(第 21 条)

第 7 章 雑則(第 22 条)

附則

前文

すべての人が、性別や年齢にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を発揮できる社会を実現することは、私たち住民の願いです。

柴田町では、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成 10 年に男女共同参画都市を宣言しました。また、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会形成のための取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差が生じています。このような状況を改善し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、共に責任をもって築き上げる真の男女共同参画社会の実現が望まれます。

私たちは男女が平等な社会の実現を目指し、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画によりこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念(以下「基本理念」といいます。)を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおり定めます。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます。
- (2) 住民 町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいいます。
- (3) 事業者 町内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (4) 教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育にかかわる人をいいます。
- (5) 積極的改善措置 男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいいます。
- (6) 性別による人権侵害行為 性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどをいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 相手の意に反する性的言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力) 配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

第2章 基本理念

第3条 男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。
- (2) 暴力の根絶 ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。
- (3) 社会制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、すべての人が社会における活動の選択を自由に行えること。
- (4) 共同参画の機会確保 町の政策、地域及び事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとること。
- (5) 家庭生活及びその他の活動の両立 性別にかかわらず誰もが家族の一員として、社会的支援の下に子ども・青少年の養育、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立できるようにすること。
- (6) 性と生殖に関する健康と権利の確保 男女が互いに尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと。妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己選択及び自己決定権が尊重されること。
- (7) 国際社会との協調 国際社会の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

第3章 町、住民、事業者及び教育関係者の責務

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、住民、事業者、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるよう適切な職場環境を整備し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、地域、学校、家庭等の相互の連携を図りながら男女共同参画の推進に努めます。

第4章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(情報に関する留意)

第9条 すべての人は、住民に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第5章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定します。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、柴田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めます。

4 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(施策の策定)

第11条 町は、施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を行います。

(1) 施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の形成に配慮すること。

(2) 基本理念に関する理解を深めるため、住民、事業者及び教育関係者へ情報の提供、広報啓発活動、学習の機会その他適切な施策を講ずること。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表すること。

(4) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備し、常に関係機関と連携及び協力するよう努めること。

(5) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

(6) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表すること。

(教育の分野における施策)

第12条 町は、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講じます。

(性と生殖に関する健康と権利の確保)

第13条 町は、性と生殖に関する健康と権利が十分に確保されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

(農林業、商工業等の分野における施策)

第14条 町は、農林業、商工業及びサービス業の分野で、男女が共に充実感を持って働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めます。

(防災及び復興分野における施策)

第15条 町は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被害者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講ずるよう努めます。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第16条 町は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるよう必要な環境整備に努めます。

(積極的改善措置)

第17条 町は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女間の参画機会に格差が生じている場合は、住民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるとともに能力開発に努めます。

2 町は、施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等の委員の構成及び人員配置について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。

(性別による人権侵害に対する支援)

第18条 町長は、性別による人権侵害行為に関する相談者に対し、関係機関との連携の下に必要な支援を行います。

(苦情及び意見)

第19条 住民、事業者及び教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する苦情及び意見を町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切に対応します。この場合において町長は、第 21 条で定める審議会に意見を聴くことができます。

(国際社会との協調)

第 20 条 町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、住民及び事業者が国際交流を図ることができるよう支援に努めます。

第 6 章 柴田町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 21 条 町長は附属機関として、柴田町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行います。

- (1) 第 10 条に定める基本計画に関すること。
- (2) 第 11 条に定める施策に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

第 7 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

柴田町男女共同参画推進審議会条例

平成 24 年 6 月 14 日
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、柴田町男女共同参画推進条例(平成 24 年柴田町条例第 1 号)第 21 条の規定に基づき、柴田町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、柴田町男女共同参画推進条例第 21 条第 2 項各号に掲げる事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年柴田町条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成26・27年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿

	条例上の区分	氏名	所属（機関・団体）等
1	学識経験のある者	◎ ^{さくやま} 作山 ^{みちこ} 美智子	東北文化学園大学
2	公募による者	^{おおつき} 大槻 ^{ゆきこ} 幸子	
3	〃	^{おおぬま} 大沼 ^{いくみ} 育美	
4	〃	^{おおの} 大野 ^{ななこ} 奈々子	
5	町長が特に必要と認める者	^{うしざわ} 牛澤 ^{のりこ} 典子	柴田町教育委員会
6	〃	^{わたなべ} 渡邊 ^{かずひろ} 一弘	みやぎ仙南農業協同組合
7	〃	^{いとう} 伊藤 ^{てつお} 哲夫	柴田町内工場等連絡協議会
8	〃	○ ^{あおき} 青木 ^{あきら} 明	柴田町商工会
9	〃	^{やしま} 八島 ^{ひろあき} 裕晃	柴田町社会福祉協議会
10			

（◎…会長、○…副会長）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の概要

1 公布及び施行

平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行
平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行
平成25年7月3日改正法公布、平成26年1月3日改正法施行

2 平成25年改正法のポイント

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。



内閣府 男女共同参画局

(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

配偶者から逃れたい。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

では、

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

保護命令

配偶者が近寄ってこないようにしたい。

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立て*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てもできます。

保護命令には、以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（①以外の配偶者の子も含む。）

です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通報

○配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

○また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

配偶者暴力防止法の概要（チャート）

被害者

保護命令の申立て

- ・被害者の配偶者からの身体に対する暴力
- ・被害者の配偶者からの生命等に対する脅迫

* 配偶者暴力相談支援センター・警察への相談等がない場合、公証人面前宣誓供述書を添付

相談
援助
相
援
保

情報提供努力義務

国民
(医師等)

警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護
- 被害発生防止のために必要な措置・援助

- ① 発見した者による通報の努力義務
- ② 医師等は通報することができる
(被害者の意思を尊重するよう努める)

地方裁判所

地裁の請求に基づく書面提出等

保護命令発令の通知

* 配偶者暴力相談支援センターへの通知は、センターへの相談等があった場合のみ

配偶者暴力相談支援センター

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 緊急時における安全の確保
- 一時保護（婦人相談所）
- 自立支援・保護命令利用・シェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助

委託

厚生労働大臣が定める基準を満たす者
(民間シェルター・母子生活支援施設等)

保護命令

- 被害者への接近禁止命令
 - 子への接近禁止命令
 - 親族等への接近禁止命令
 - 電話等禁止命令
 - 退去命令 - (2か月)
- (6か月)

発令

相手方

申立人の配偶者・元配偶者(事実婚を含む。)、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手

保護命令違反に対する罰則

1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

国や地方公共団体は...

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

第4次しばた男女共同参画プラン策定に関するアンケート 実施概要

1. 調査の目的

柴田町では、男性・女性があらゆる分野に参画し、自分の持つ個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、平成23年度から5年計画の『第3次しばた男女共同参画プラン』を策定し、さまざまな取組みを進めてきました。このたび、第3次しばた男女共同参画プランの計画期間が終了することから、本町のさらなる男女共同を推進する『第4次しばた男女共同参画プラン』を策定することになりました。

第4次しばた男女共同参画プラン策定に関するアンケート（以降、本調査とする。）は、計画策定にあたり、町民の皆様のご意見をお聞かせいただき、実施する施策や男女共同に関する町民の意識や意向について、率直な意見をうかがい、実効性ある計画に反映することを目的に実施しました。

2. 調査の概要

本調査の調査対象及び配付、回収状況は、下表のとおりとなっています。

《 調 査 概 要 》

○ 調 査 対 象：柴田町に居住する20歳以上の町民1,000名（無作為抽出）

○ 調 査 内 容：

- ① ご自身のことについて
- ② 男女共同参画用語について
- ③ 男女の地位について
- ③ 仕事と生活の調和について
- ④ 仕事について
- ⑤ ドメスティック・バイオレンス（DV）について
- ⑥ 防災について
- ⑦ 社会参加について
- ⑧ 自由意見

○ 調 査 期 間：平成26年9月～10月

○ 調 査 方 法：郵送配布・回収

○ 配 付 ・ 回 収：

対 象	配付数	回収数	回収率
柴田町に居住する20歳以上の町民	1,000	297	29.7%

年代	発送数	割合	回答数	回収率
20歳代	133	13.3%	19	6.4%
30歳代	166	16.6%	37	12.4%
40歳代	174	17.4%	32	10.8%
50歳代	169	16.9%	57	19.2%
60歳代	212	21.2%	89	30.0%
70歳以上	147	14.7%	61	20.5%
無回答	—	—	2	0.7%

パブリックコメント 実施概要

第4次しばた男女共同参画プランの素案を公表して、内容をお知らせするとともに、よりよい計画とするため、平成28年3月2日から3月25日までの期間、町民の皆様から意見を募集しましたが、意見はありませんでした。

○素案の公表方法

(1) 町ホームページに掲載

(2) 指定場所での閲覧・配布

柴田町役場、槻木事務所、槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、柴田町図書館、まちづくり推進センター

第4次しばた男女共同参画プラン

平成28年3月 発行

発行者 柴田町役場

編集 まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目 3-45

電話 0224-54-2111

FAX 0224-55-4172

E-mail plan@town.shibata.miyagi.jp

町HP <http://www.town.shibata.miyagi.jp>